

無戸籍問題の解消を求める意見書

無戸籍問題とは、子の出生の届出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子や成人が存在するという問題である。

無戸籍者は、自らに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などでの救済ケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設などができない、あるいはそれらに支障があるだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益を被っており、無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題である。

また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益を被るだけでなく、自らが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要である。

よって、政府においては、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益を被ることのないよう、下記の事項に早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 親子関係不存在確認調停と強制認知調停の申立ては選択的であり、優先関係にはないことがより明確に分かるよう、広報等のさらなる工夫改善に努めること。
- 2 無戸籍状態にあったとしても、一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができるが、地方自治体職員の知識不足などにより誤った案内がなされることもあるため、関係機関に対し無戸籍問題の理解を促し、適切な対応を周知徹底すること。
- 3 嫡出否認の手続きに関する提訴権者の拡大や、出訴期間の延長のほか、嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）12月13日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員
並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び札幌党中山真一議員